

一般社団法人 日本エア遊具安全普及協会 風速基準

屋外設置の場合では、風速計を必ず取り付け、風速基準に沿った運営をしましょう。
また、所定の基準のウエイトまたは杭を必ず使いましょう。
さらに、当該地域において気象庁発表の注意報、警報が発令されていないことを確認しましょう。

当協会が定める風速基準のガイドラインは、

「運営注意」：瞬間風速 8m/s を超えた場合

いつでも運営を中止できるように準備しながら運営。気象情報のリアルタイムでの入手に努め、現場の気象条件の急激な変化（黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴など）に注意する。

「運営注意」の状態、黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴などの気象条件の変化が認められたら、速やかに下記の「運営中断」の処置をとる。

「運営中断」：瞬間風速 10m/s を超えた場合

エア遊具の利用者を速やかに遊具外に退場させ運営を中断する。

エア遊具は空気を抜いた状態で保護または撤収する。

「運営再開」：下記の条件を総合的に判断して決定

- ① 連続した10分間で、10m/sを超える瞬間風速が観測されないこと。
- ② 当該地域に強風、雷、などの注意報、又は竜巻注意情報が発令されていないこと。また、今後も発令の可能性が極めて低い状況であること。
- ③ 当該現場にて、急激な気象の変化（黒い雲の接近、急激な気温低下、雷鳴など）が確認されないこと、あるいはそれらの状態が解消されたこと。

利用できる主な気象情報「警報」「注意報」

・「警報」→大雨や暴風などの大気現象によって重大な災害が起こる恐れのあるとき

■警報の種類

暴風、暴風雪、大雨、波浪など

例) 東京都の場合 暴風警報＝平均風速 25m/s

・「注意報」→災害が起こる恐れのあるとき

■注意報の種類

強風、風雪、濃霧、雷、波浪など

例) 東京都の場合 強風注意報＝平均風速 13m/s

雷注意報＝落雷等により被害が予想される場合

※瞬間風速は、平均風速の1.5倍～2倍以上になることがあります。